

「あま市ファミリーシップ宣誓制度要綱(案)〈概要〉」に対するパブリックコメント実施要領

区 分	内 容
件 名	あま市ファミリーシップ宣誓制度要綱(案)〈概要〉
目 的	本市では、誰もが自分の生き方を主体的に選択でき、多様性が認められ、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を実現するため、互いを人生のパートナーとして共に暮らしている性的マイノリティの方々や様々な事情により、婚姻制度を利用できない方々とその子ども等が「ファミリー（家族）」であることを市が認証することにより、社会生活を送る上での困難を軽減する制度「あま市ファミリーシップ宣誓制度」の導入に向けて検討を進めているところです。 つきましては、この内容について、市民の皆様のご意見を募集するパブリックコメントを実施しますので、ご協力をお願いいたします。
意見の募集期間(閲覧期間)	令和6年8月1日（木）から令和6年8月30日（金）まで
閲覧場所等	以下の場所にて閲覧 ○市役所市民活動スペース （土・日曜・祝日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで） ○人権ふれあいセンター （日曜・祝日を除く 午前9時から午後5時まで） ※市公式ウェブサイトでも閲覧できます。
意見を提出できる方	○市内に住所を有する方 ○市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ○あま市ファミリーシップ宣誓制度要綱(案)〈概要〉に利害関係を有する方
意見の提出方法	次の内容を記載した用紙により、ご提出ください。 （様式は、閲覧場所及び市公式ウェブサイトにて用意していますが、任意様式でも可能です。） 【意見等提出様式】 ○件名「あま市ファミリーシップ宣誓制度要綱(案)〈概要〉」について ○住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は法人名） ○ご意見（趣旨・内容等）
意見の提出先	次のいずれかにより、ご提出ください。 ○持参の場合 市役所1階人権推進課又は人権ふれあいセンターにご提出ください。 ○郵送の場合 〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 人権推進課 宛 ○FAXの場合 052-444-1074 人権推進課宛 ○電子メールの場合 jinken_jinken@city.ama.lg.jp
意見の取扱い及び応答方法	○提出いただいたご意見などは、後日、市公式ウェブサイトにて公表します。 （ご意見などの内容以外は公表しません。） ○ご意見などに関して個別の回答はいたしません。 ○電話や口頭での意見の受付は行いません。
募集・公表の周知方法	○市公式ウェブサイトにて周知 ○広報あま8月号にて周知